**剣道称号「錬士」審査会要項**

全日本剣道連盟

（公社）福岡県剣道連盟

１．申込対象者

（1）剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和5年5月31日以前に取得）した者。

（2）剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成26年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

（3）（公社）福岡県剣道連盟開催の「称号認定講習会」を受講した者

２．都道府県剣道連盟の推薦

（1）申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文（いずれも手書きによる自筆、パソコン不可）を受理する。

|  |
| --- |
| 小論文の内容1. 課題　平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、

　　　　それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。＊参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）　　②　字数　400字以上800字以内。1. 用紙　400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題

と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。(凡例参照)1. 提出　封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、

裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。 |

（2）都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。

（3）受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて（公社）福岡県剣道連盟に送付する。

（4）年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

（5）小論文、受審申請書、受審申請書コピー及び払込金受領書またはコピー、審査料払込通知書５点を下記事務局へ送付してください。

３．　申込締切　令和6年2月23日（金）

４．　申込先

〒811-1353　福岡市南区柏原3-10-8

　　　　　　　福岡市南区剣道連盟　事務局　青木　幸孝

　　　　　　　TEL・FAX 092-565-1789

 　　　 携帯　　　080-5242-8949

　　　　　　　メール　　aosato@san.bbiq.jp

５．審査の方法

（1）小論文の審査

　　課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

（2）審査会による審査

　　小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

６．審査会期日　令和6年5月6日（月・休）

７．審査料

　　　　　全剣連審査料1名につき21,400円（消費税含む）＋ 1,000円(福岡市南区剣道連

盟手数料)を下記口座へ振り込むこと。

振込先　　ゆうちょ銀行

　　　　　口座番号　０１７９０－２－４４１６３

　　　　加入者名　福岡市南区剣道連盟

８．合格発表

 審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ(https://www.kendo.or.jp/)に合格者の氏名を掲載する。

９．個人情報保護法への対応

**※ 以下ご了承ください。**

　参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

**※「錬士」特例受審の場合は、本人用と錬士候補推薦書２枚提出のこと**

**※剣道称号審査における「錬士小論文提出」の免除について**

**「全剣連社会体育指導者資格（中級）」認定者は、剣道称号「錬士」の小論文提出を免除する。**